

答申保第45号
平成26年10月7日
(諮問保第52号・第55号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県県立病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 諮問保第52号関係

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成22年5月19日付けで、「私、〇〇本人の診療記録」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年6月8日付け〇〇第9号で、保有個人情報不開示決定（以下「当該不開示決定」という。）を行った。

そこで、当該不開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年6月18日付けで異議申立てがなされた。一方、実施機関は、当該異議申立てを受けて、当該不開示決定を取り消し、平成24年9月11日付け〇〇第23号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成24年9月11日付け県病第71号で、当該不開示決定に対する異議申立てを却下した。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成24年11月5日付けで異議申立てがなされたものである。

イ 諮問保第55号関係

異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成24年11月7日付けで、「〇〇の診療記録」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年12月27日付け〇〇第32号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成25年3月5日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分1及び2の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第52号関係

- (ア) 私の生命、健康を害するおそれがあるためなどという思いやりによる処置とは到底考えられない。
- (イ) 私は2年以上前より服薬も打ち切られ、強く退院を要求されており、ガイドラインで非開示が認められている「患者本人に重大な心理的影響を与えて、治療に悪影響を及ぼすなど患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき」には当てはまらないと考える。
- (ウ) 条例第13条第2号以外の不開示理由には、「おそれがある」及び「支障を及ぼすおそれがある」の文言が使われており、これらの言葉は、想定「範囲」が余りにも広く、かつ特定の具体性に乏しすぎる。
- (エ) 条例第13条第2号ただし書に該当しないとあるが、同号ただし書アについて、個人情報保護法によって、患者本人が希望すれば、医療機関はカルテ（診療記録）や診察にかかった費用を示すレセプト、看護記録、処方箋などの診療記録を開示することが、義務付けられている筈である。家族もカルテ開示には賛成であり、両親は院長宛てに2回の診療情報提供申出書を提出している。
- (オ) ガイドラインで非開示が認められている「患者と家族の人間関係が悪化するなど第三者の利益を害するおそれがあるとき」とあるが、1年ほど前にも私の両親、姉、姉夫婦、院長、副院長と直接対面し、診療記録開示のお願いをしている。
- (カ) 公務員の職務の遂行に係る情報は、条例第13条第2号ただし書ウに該当するので、全ての黒塗り処理は不当と考える。
- (キ) 民間の第三者を除いたカルテの全面開示を強く希望する。
- (ク) 診療記録開示自体が県の機関が行う事務又は事業に関する情報であるとは考えられない。診療記録は患者一人一人の個人記録である。目的達成とか公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれなどの指摘とは、全て一線を画する個別の純然たる個人記録である。
- (ケ) 公職という立場で適正な業務遂行の一環としてなされた事柄であるので、「開示請求者の反応を考慮するあまり」、「相談者と当院の信頼関係が損なわれる」、「カルテ開示の件で支障を及ぼす」などとは、心配のしすぎではないか。
- (コ) 平成〇年〇月〇日、母が1回目の院内診療情報提供申出書をお願いした折、〇〇病院の職員が「このようなことをされると、今後二度と当院には入院できなくなりますよ。」と驚くべき発言をした。二度と入院できない云々は〇〇病院としての理念なのか。
- (サ) 私の入院に至る経緯の記述に「入院の必要性を文書でも説明」とあるが、当時そのような文書など見たことも聞いたこともない。ぜひ教えていただきたい。
- (シ) 私を無理矢理〇〇病院へ収容するために看護師に「車から引き摺り降ろせ」の命令、そして、違法な拘束、監禁、集団暴行等、県立病院局県立病院課の皆様にはと

ても信じられないことと思うが、正に驚愕の事実である。院長、副院長以外の医師、当時の看護師、第三者の方々などと検証されることを望む。

- (x) 主導権は主治医が握っているのです、一番大事な「家族の承諾の部分」と「何故そこまで急いで引きずり降ろすといった危険な行為」を院長が選んだのか説明がなされていない。ゆえにカルテ及び関係書類の開示を求めている次第だ。

イ 諮問保第55号関係

- (ア) 開示請求者の生命、健康を害するおそれとは、一般的に病名の告知によって、死というものへの直接的な連想又は余命を考えることの恐怖感等が生じる場合であり、私の場合は当てはまらないように思う。
- (イ) 開示された対象公文書に記載された内容では、実施機関の説明に一貫性を見いだすことができないので、実施機関の判断に相当の理由があるとは思えない。
- (ウ) 家族に関する記述については、両親から過去2回〇〇病院長宛に診療情報開示の請求をし、姉3人・義兄・両親・私と院長・副院長との面談の席でも診療情報の開示のお願いをしている。法例的にも信義的にも全部開示は十分可能と考える。
- (エ) 陳述者名、経過表の内容欄の一部、生活歴の記述の一部は、開示請求者自身の「カルテ」であるため、開示請求者以外の情報はほとんど含まれておらず、条例第13条第2号ただし書のア、イ、ウ全てに該当していることから開示とすべきである。
- (オ) 診療情報提供書の医師の印影の不開示については、異議申立てしていない。
- (カ) その道のスペシャリストが開示請求者の反応等に影響を受けることなどありえないし、記載を簡略化するなどの対応が予想されることの可能性など断じてあってはならない。
- (キ) 治療業務の遂行が私の意思に沿わない場合も多少はあるだろうが、そのような事例は病院業務に限らず、社会一般に広く言えることである。記載を簡略化するなどは人の命を預かる病院業務という性格上とんでもない話だ。
- (ク) 診療記録は、条例第13条第7号に該当せず、該当するとすれば、同条第2号と考えられる。また、同号ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当すると考えられることから、民間人の第三者を識別することができるものを除いて開示すべきと考える。特に精神科という性格上、検査等の数値だけによる判断は容易ではないと思われるので、経過表の内容は当然開示して、説明するべきと考える。
- (ケ) 私の想像であるが、院長の指示、命令であれば、副院長はととても拒否することは難しいように思えてならない。情報開示の範囲、方法等についても、適正、適法に行われているとは思えない。
- (コ) 診療記録は通常「カルテ」と称しているものであり、診療を受けた者の住所、氏名等の基本情報の他、病状、検査、処置などが編纂されていると定義されそうなものである。素人目に見ても、患者の最も重要な「病状」の言葉が記されていないのは何故か。ぜひとも御教示いただきたい。
- (ク) 私が「カルテ」の内容に対して疑問を持つ理由は、経過表の内容欄の文中や〇〇

病院の医師作成による鹿児島県その他機関への報告書、意見書等に虚偽の作文をいかにも事実であるかのように記載してあるからである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 諮問保第52号関係

請求者本人の診療記録(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)

イ 諮問保第55号関係

請求者本人の診療記録(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)

(2) 一部開示決定の理由

対象保有個人情報に次のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

ア 諮問保第52号関係

(ア) 「傷病名の一部」(以下「本件不開示情報1」という。)

特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、生命、健康を害するおそれがあることから、条例第13条第1号に規定する開示請求者に関する情報に該当し、不開示である。

(イ) 「陳述者名」、「経過表の内容欄の一部」、「生活歴の記述の一部」及び「家族の記述」(以下「本件不開示情報2」という。)

異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外特定の個人を識別することができるものであることから、条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(ウ) 「現症欄の一部」、「経過表の内容欄の一部」、「生活歴及び現病歴欄」、「医療保護入院の必要性欄」、「その他・備考欄」、「実施記録の記述の一部」、「サイン」、「入院までの経過欄」及び「備考欄」(以下「本件不開示情報3」という。)

異議申立人に対する治療業務の遂行が、その性格上異議申立人の意思に沿わない場合もあることを踏まえると、これらの情報を開示することにより、業務従事者が記載内容に対する異議申立人の反応を考慮するあまり、治療等の経過に関する記載を簡略化するなどの対応が予想され、これに伴い異議申立人に対する治療業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

(㉔) 「外泊時の状況についての家族の記述」(以下「本件不開示情報4」という。)

異議申立人の反応を考慮するあまり、率直な意見や報告がされなくなるなどの対応が予想され、これに伴い異議申立人に対する治療業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

(㉕) 「相談者の氏名、機関名及び電話」(以下「本件不開示情報5」という。)

相談者と当院との信頼関係が損なわれ、今後相談者の協力を得られなくなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

(㉖) 公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報について

公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報のうち不開示とした情報は、開示することにより、記述者に対して何らかの圧力、追求、執拗な呼び出しなどの業務妨害を加えることも想定され、記述者の生命、身体、財産等の侵害、私的生活への侵害のおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

(㉗) その他

一部開示に当たっては、患者の病状を考慮して、精神科の医師である〇〇病院院長が決定したところである。

イ 諮問保第55号関係

(㉘) 「傷病名の一部」及び「診断名」(以下「本件不開示情報6」という。)

特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、生命、健康を害するおそれがあることから、条例第13条第1号に規定する開示請求者に関する情報に該当し、不開示である。

(㉙) 「陳述者名」、「経過表の内容欄の一部」、「生活歴の記述の一部」及び「家族に関する記述」(以下「本件不開示情報7」という。)

異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(㉚) 「診療情報提供書の医師の印影」(以下「本件不開示情報8」という。)

異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、当該情報を開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第5号の公共の安全に関する情報に該当し、不開示である。

- (エ) 「経過表の内容欄の一部」、「生活歴及び現病歴欄」及び「入院までの状況欄」（以下「本件不開示情報9」という。）

異議申立人に対する治療業務の遂行が、その性格上異議申立人の意思に沿わない場合もあることを踏まえると、これらの情報を開示することにより、業務従事者が記載内容に対する異議申立人の反応を考慮するあまり、治療等の経過に関する記載を簡略化するなどの対応が予想され、これに伴い異議申立人に対する治療業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

- (オ) 公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報について

公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報のうち不開示とした情報は、開示することにより、記述者に対して何らかの圧力、追求、執拗な呼び出しなどの業務妨害を加えることも想定され、記述者の生命、身体、財産等の侵害、私的生活への侵害のおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当し、不開示である。

- (カ) その他

一部開示に当たっては、患者の病状を考慮して、精神科の医師である〇〇病院院長が決定したところである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第52号及び第55号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年12月12日	諮問保第52号に係る諮問を受けた。
平成25年3月6日	諮問保第52号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
3月11日	諮問保第52号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
3月19日	諮問保第55号に係る諮問を受けた。
5月13日	諮問保第52号に係る意見書を異議申立人から受理した。
5月16日	諮問保第55号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
6月13日	諮問保第55号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。

8月14日	諮問保第55号に係る意見書を異議申立人から受理した。
平成26年7月23日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
10月1日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 諮問保第52号関係

本件処分1において、実施機関は上記3のとおり対象保有個人情報及び一部開示決定の理由を説明している。

異議申立人は、本件処分1の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第1号、第2号又は第7号ウの不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

(イ) 諮問保第55号関係

本件処分2において、実施機関は上記3のとおり対象保有個人情報及び一部開示決定の理由を説明している。

異議申立人は、本件不開示情報8を除いた本件処分2の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第1号、第2号又は第7号ウの不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第1号

条例第13条第1号では、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報1及び6の条例第13条第1号該当性

異議申立人は、2年以上前より服薬も打ち切られ、強く退院を要求されており、当該不開示情報には当てはまらない。また、開示請求者の生命、健康を害するおそれとは、一般的に病名の告知によって死というものへの直接的な連想又は余命を考えることの恐怖感等が生じる場合であり、私の場合は当てはまらないように思うと主張している。

実施機関は、特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、異議申立人の生命・健康を害するおそれがあることから不開示としたとしており、本件不開示情報1及び6が条例第13条第1号に該当するか否かの判断は、本件不開示情報1及び6を開示することが異議申立人の生命・健康にどのような影響を与えるかということにかかるといえることができる。

一般に診療情報の開示により、患者の心身へどのような影響を与えるかについての第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ医師に求められるものと言

わざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。

本件処分1及び2は、精神科の医師である〇〇病院院長が、本件不開示情報を開示した場合の異議申立人本人の病状への悪影響を勘案して行われたものであるが、当審査会が、実施機関の口頭説明において、本件不開示情報1及び6に記載されている特定の診断名を開示することによる異議申立人の病状に与える影響とその判断根拠等について、詳細な説明を聴取したところ、当該医師の判断を覆すような特段の事情も認められないことから、当審査会においても当該医師の判断を尊重すべきであると考えます。

したがって、本件不開示情報1及び6を条例第13条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ケ) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報2及び7の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報2及び7は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は、家族の記述等については、家族も開示を希望していると主張しているが、それが個別的な事情にとどまる限り、同号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、本件不開示情報2及び7が慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情

も見当たらない。

したがって、これらの情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第13条第7号ウ（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに，同号本文の「次に掲げるおそれ」として，同号ウでは「評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(イ) 本件不開示情報3，4，5及び9（本件不開示情報3，5及び9のうち公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報を除く。）の条例第13条第7号ウ該当性

異議申立人は，平成〇年〇月〇日から現在に至るまで〇〇病院に医療保護入院をしている。

医療保護入院とは，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項に基づく入院形態であり，精神保健指定医による診察の結果，精神障害者であり，かつ，医療及び保護のため入院の必要がある者であつて，当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について，保護者の同意があるときに，精神科病院の管理者が，本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上，通常，公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され，異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否，関係機関に対しての業務妨害，関係者や関係公務員に対しての追及，攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

本件不開示情報3，4，5及び9に係る対象公文書は，医療業務の遂行のため，〇〇病院が作成した文書であることから，条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ，これらの情報は，開示することにより，治療等の経過に関する記載の簡略化や率直な意見や報告がなされなくなるなど異議申立人の今後の治療に支障を及ぼし，又は関係機関と〇〇病院との信頼関係が損なわれ，今後関係機関の協力を得られなくなるなど，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 公務員の氏名等及び公務員の職務の遂行に係る情報について

異議申立人は、公務員の職務の遂行に係る情報は、第13条第2号ただし書ウに該当するので、全ての黒塗り処理は不当と考えると主張しているが、本件不開示情報3、4、5及び9が条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することについては、上記エ(イ)のとおりである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報3、4、5及び9のうち公務員の氏名等及び公務員等の職務の遂行に係る情報は、開示することにより、関係公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがあり、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。